

平成28年改正法附則第5条の控除額に関する計算書

事業年度	年	月	日から	法人名	
	年	月	日まで		

第六号様式別表五の七

1. 調整後付加価値額の計算

課税標準となる付加価値額 別表5の2⑪	①		円
当該事業年度の月数	②		月
調整後付加価値額 ①×12/②	③		円

2. 負担変動額の計算

摘要		課税標準	新税率 $\left(\frac{\quad}{100}\right)$	税額(イ)	旧税率 $\left(\frac{\quad}{100}\right)$	税額(ロ)
所得割	所得金額総額 第6号様式⑳	④				
	年400万円以下の金額 第6号様式㉒	⑤	000	00		00
	年400万円を超え年800万円以下の金額 第6号様式㉓	⑥	000	00		00
	年800万円を超える金額 第6号様式㉔	⑦	000	00		00
	計 ⑤+⑥+⑦ 第6号様式㉕	⑧	000	00		00
	軽減税率不適用法人の金額 第6号様式㉖	⑨	000	00		00
付加価値割	付加価値額総額 第6号様式㉗	⑩				
	付加価値額 第6号様式㉘	⑪	000	00		00
資本金割	資本金等の額総額 第6号様式㉙	⑫				
	資本金等の額 第6号様式㉚	⑬	000	00		00
仮計		⑧+⑪+⑬又は⑨+⑪+⑬	⑭	00		00
差引		(⑭の(イ))-(⑭の(ロ))	⑮	00		

3. 平成28年改正法附則第5条第2項から第7項までの控除額に関する計算

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	$⑮ \times 3 / 4$	⑯	00
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	$⑮ \times (3 \times (40\text{億円} - ③)) / 40\text{億円}$	⑰	00

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	$⑮ / 2$	⑱	00
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	$⑮ \times (40\text{億円} - ③) / 20\text{億円}$	⑲	00

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	$⑮ / 4$	⑳	00
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	$⑮ \times (40\text{億円} - ③) / 40\text{億円}$	㉑	00